

重点課題

1. 社会保険未加入業者対策について

令和2年10月1日より改正建設業法が施行され、建設業の許可・更新において社会保険の加入が要件化されたところです。しかし、公共工事の発注に際して、参入を社会保険等に加入している建設業者に限定する取組がなされていない市町村があるところです。公共工事を発注する際に、受注企業等を社会保険等加入業者に限定する取組を推進するため、建設業許可の許可行政庁たる府県におかれましても、管内市町村へ許可要件の周知をお願い致します。

2. 法定福利費内訳明示の取組

適正な法定福利費がすべての下請企業まで行き渡るよう、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づき請負契約を締結するという原則を徹底するため、公共工事・民間発注工事における受発注者間・元下間の各段階において、法定福利費が内訳明示された見積書、請負代金内訳書の活用を徹底・促進していただきますようお願い致します。

3. 建設キャリアアップシステムの普及・建退共制度の適正履行の確保

建設キャリアアップシステムは、技能者の技能や経験に応じて適切な処遇改善につなげる仕組みとなっております。建設キャリアアップシステムの利用を技能者の処遇改善や業界全体のメリットにつなげていくため、普及促進にご協力をお願い致します。各府県におかれましては公共工事におけるモデル工事等のインセンティブの導入の推進をお願いします。

また、公共工事における建退共制度の適正履行の確保にご協力をお願い致します。